

令和3年度
建設型応急住宅「ムービングハウス」の
建設に関する取組資料集



一般社団法人
日本ムービングハウス協会

はじめに

近年、相次ぐ大地震や大雨災害などの発生に伴い、いつ、どこで起こるかわからない災害に備え、被災地の住戸を確保することは国や自治体にとっての大きな課題となっております。

現在、主な応急仮設住宅として既存の民間賃貸住宅を借上げて提供する「賃貸型」、プレハブや木造など現地に施工する「建設型」が採用されています。

しかし、「建設型」は発災後の建設候補地の決定、施工に時間を要し、「賃貸型」は被災地域、災害の態様によっては必要数を確保できない場合があるなど、課題点も少なくありません。

一般社団法人日本ムービングハウス協会では、移動式木造住宅を利用し、被災地に迅速に供給・設置できる応急仮設住宅「ムービングハウス」の普及促進と、災害時に被災地への大量供給に備えるべく「ムービングハウス」の社会的備蓄「防災・家バンク」をスタートさせるなど「ムービングハウス」の普及活動を行っております。

その活動は、平成 30 年 7 月豪雨災害において岡山県倉敷市にて応急仮設住宅として「ムービングハウス」が採用され、その後も北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風（第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、様々な災害において「ムービングハウス」が応急仮設住宅の一形態として利用されるに至っております。

新しい応急仮設住宅の選択肢として「ムービングハウス」がより広く認知され、利用されると確信して、これからも「ムービングハウス」の普及、推進のための活動に邁進してまいります。

昨年度は、高知県ほか 3 県と救助実施市の名古屋市と熊本市で「災害時の応急仮設住宅の建設に関わる協定書」を締結して、災害時の応急仮設住宅の迅速な提供体制を確立するとともに、平時には、都道府県を訪問して災害対策について協議し、防災訓練に参加・協力いたしております。

本資料集は、災害時の応急救助を円滑に推進するに当たり、都道府県及び救助実施市と当協会及び会員会社が行うムービングハウス建設の手順、建設計画の留意点を記載しております。

今後の応急仮設住宅建設のための参考資料として関係者においてご活用いただければ幸いです。

令和 3 年 4 月

建設型応急仮設住宅「ムービングハウス」の 建設に関する取組資料集

目次

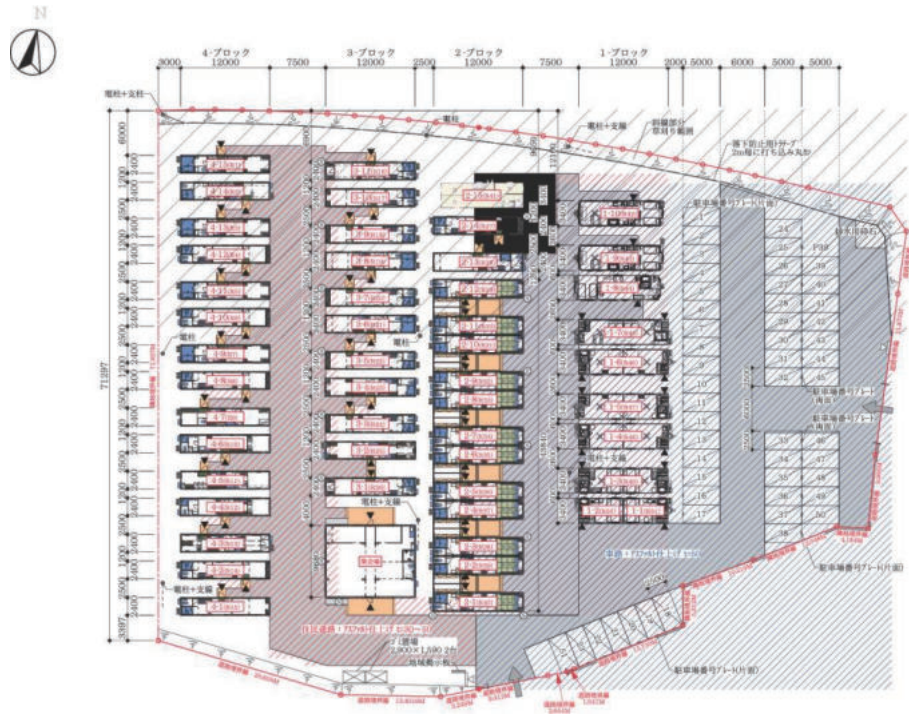
ムービングハウス建築実績	6
ムービングハウス建設業務組織図	22
日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿	24
協定締結済み自治体名簿	27
ムービングハウスの建設可能戸数について	30
生産拠点所在地一覧表	33
ムービングハウス建設の事前対策から建設着工・維持管理まで	35
ムービングハウスの建設計画の留意点	40
ムービングハウス標準仕様書及び平面図	47
災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書	63
ムービングハウス建設要請文及び斡旋分案の一例	69
ムービングハウス賃貸契約書の一例	72

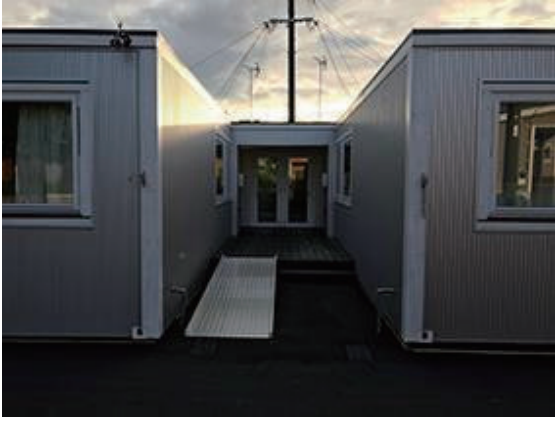
ムービングハウス建築実績

ムービングハウス建築実績一覧表

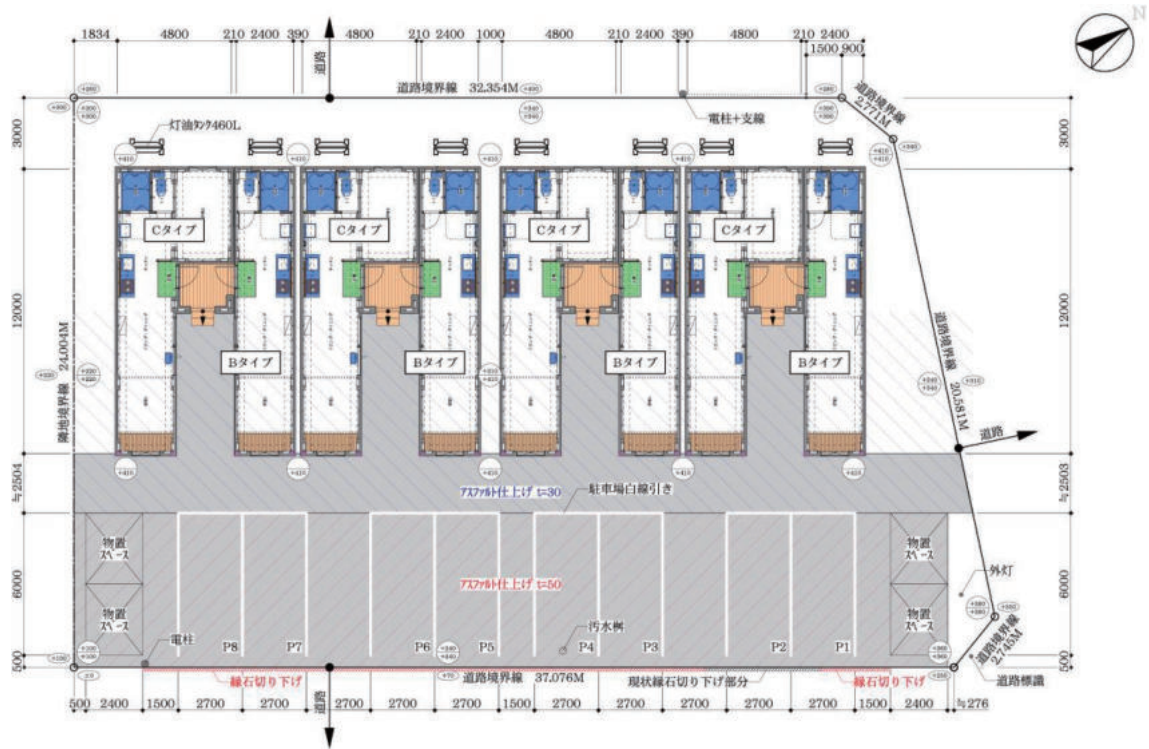
災害名	発生年月	都道府県	市町村	戸数	備考
平成 30 年 7 月豪雨	2018.7	岡山県	倉敷市	41 戸	柳井原仮設団地
平成 30 年 北海道胆振東部地震	2018.9	北海道	むかわ町	10 戸	むかわ町仮設住宅
				26 ユニット	鷗川高校仮設住宅
			安平町	9 戸	安平町被災農家敷地
令和元年東日本台風	2019.10	茨城県	常陸大宮市	9 戸	小倉地区仮設団地
令和 2 年 7 月豪雨	2020.7	熊本県	球磨村	34 戸	多目的広場仮設団地
				36 戸	さくらドーム仮設団地

倉敷市 柳井原仮設団地



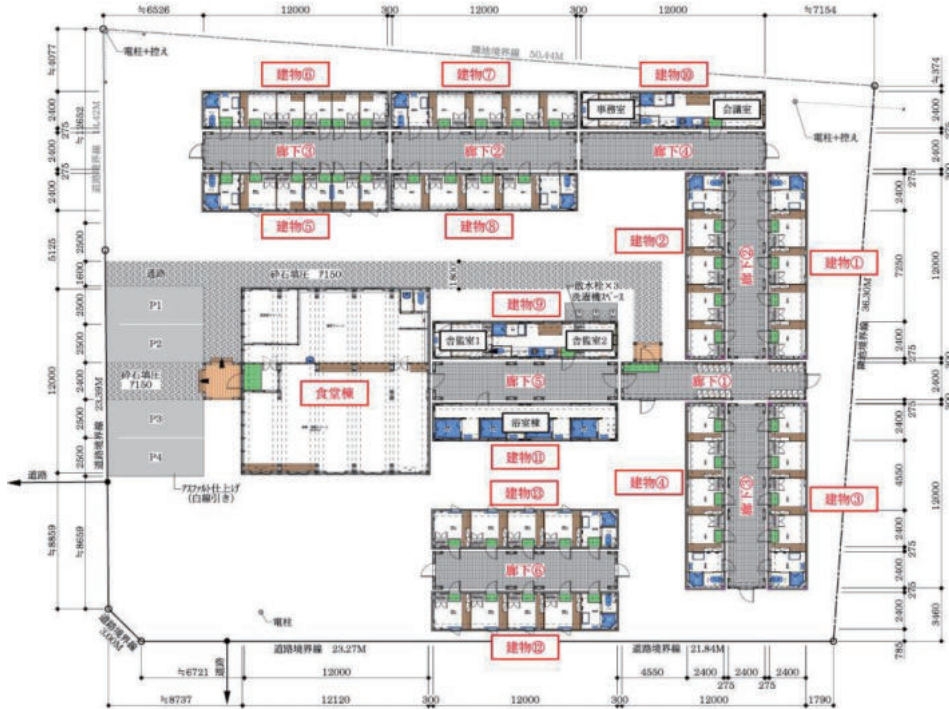


むかわ町仮設住宅





鷗川高校学生用(共同生活型)仮設住宅



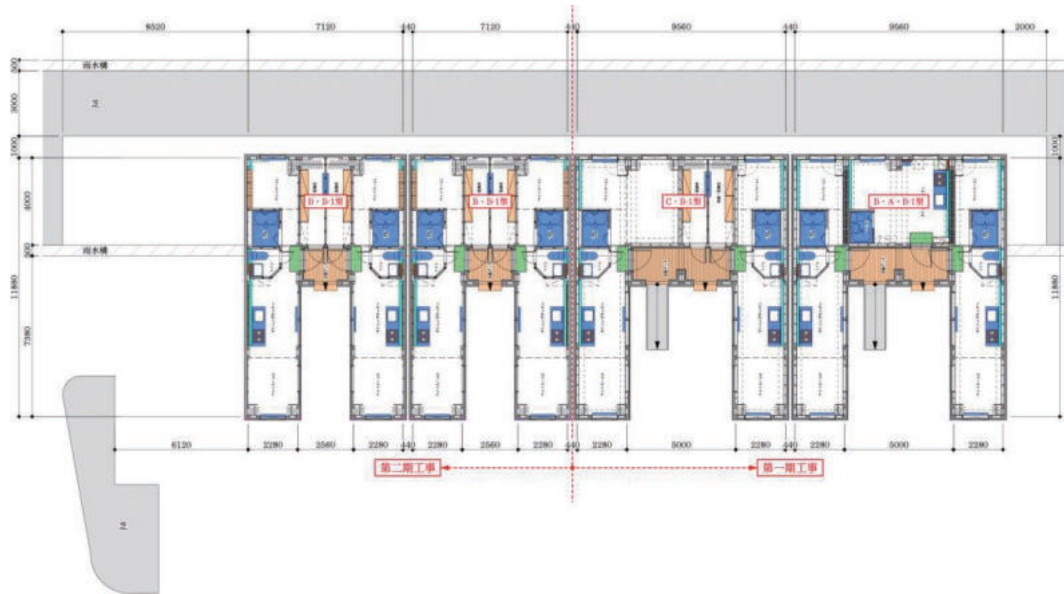


安平町被災農家仮設住宅





常陸大宮市 小倉地区仮設団地



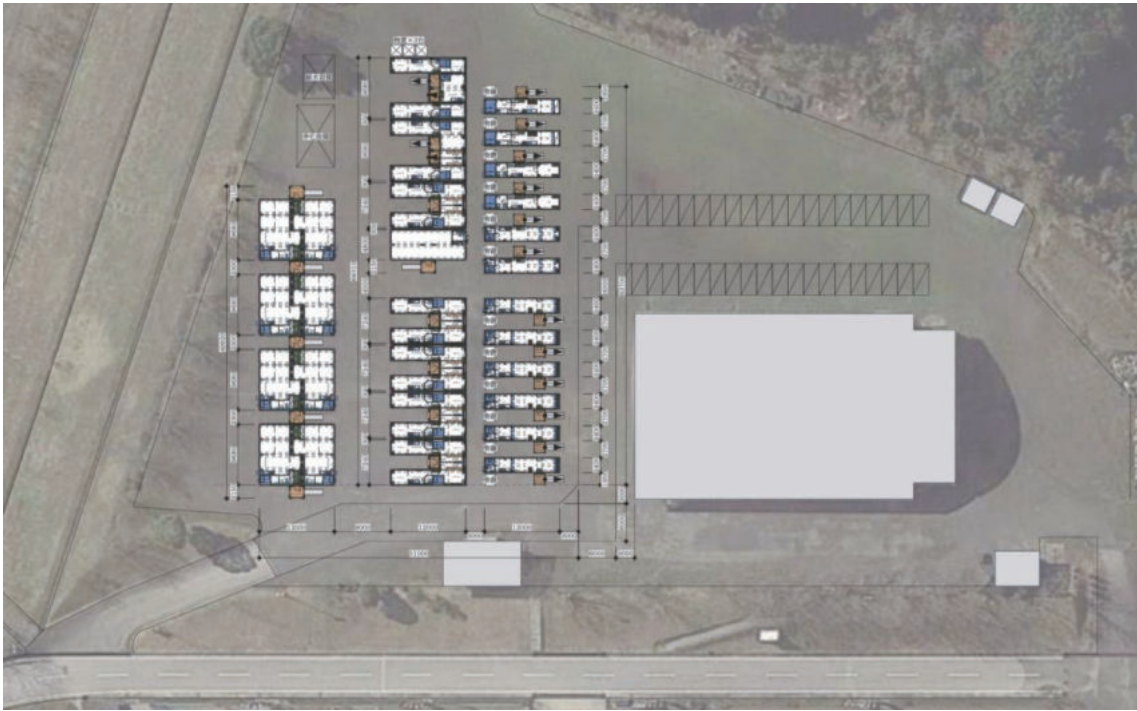


球磨村 多目的広場仮設団地





球磨村 さくらドーム仮設団地





ムービングハウス建設業務組織図

ムービングハウス建設業務組織図

一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博	株式会社アーキビジョン・ホールディングス 取締役											
災害対策会議 議長 佐々木 信博	株式会社アーキビジョン・ホールディングス 取締役											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">理事</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">丹野 正則</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; vertical-align: top; padding-left: 10px;"> 住所：北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2-15 TEL：011-886-3918 FAX：011-886-3917 URL：movinghouse.or.jp E-mail：infobp@archi21.co.jp </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事</td> <td style="text-align: center;">柴田 大祐</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事</td> <td style="text-align: center;">鬼澤 幸夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局</td> <td style="text-align: center;">三浦 真結</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">岡田 有紀子</td> </tr> </table>	理事	丹野 正則	住所：北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2-15 TEL：011-886-3918 FAX：011-886-3917 URL：movinghouse.or.jp E-mail：infobp@archi21.co.jp	理事	柴田 大祐	理事	鬼澤 幸夫	事務局	三浦 真結		岡田 有紀子	
理事	丹野 正則	住所：北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2-15 TEL：011-886-3918 FAX：011-886-3917 URL：movinghouse.or.jp E-mail：infobp@archi21.co.jp										
理事	柴田 大祐											
理事	鬼澤 幸夫											
事務局	三浦 真結											
	岡田 有紀子											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">生産部会 部会長</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">丹野 正則</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; vertical-align: top; padding-left: 10px;"> 株式会社アーキビジョン二十一 代表取締役 0123-28-8811 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生産部会 副部会長</td> <td style="text-align: center;">椋本 浩嘉</td> </tr> </table>	生産部会 部会長	丹野 正則	株式会社アーキビジョン二十一 代表取締役 0123-28-8811	生産部会 副部会長	椋本 浩嘉	株式会社吉銘 製造課長 0747-54-2701						
生産部会 部会長	丹野 正則	株式会社アーキビジョン二十一 代表取締役 0123-28-8811										
生産部会 副部会長	椋本 浩嘉											
生産部会会員		令和3年4月1日現在										
株式会社アーキビジョン 二十一	株式会社サトケン	株式会社吉銘	鈴木鉄工建設株式会社									
株式会社 ティンバースケープ	芙蓉建設株式会社	株式会社ホーム建材店	山本産業株式会社									
株式会社ヒーローライフ カンパニー	株式会社エーステック	株式会社 LTU	松栄建設株式会社									
会津森林活用機構株式会社	株式会社北洲	株式会社木香の家										
※一部休止している工場があります。												

日本ムービングハウス協会会員企業・代表者・担当者名簿

令和3年4月30日現在

日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿(加盟順)

企業名	代表役職名	代表者名	担当者名	電話番号 FAX 番号
株式会社 アーキビジョン二十一	代表取締役	丹野 正則	川村 英樹	0123-28-8811 0123-28-8810
どさんこミュゼ株式会社	代表取締役 CEO	宮本 英樹	宮本 英樹	0138-67-3339 0138-83-1215
有限会社 ライフ・マート	代表者	中井 啓晴	中井 啓晴	0136-22-2233 0136-21-3100
有限会社 かもり本社	代表取締役	加森 公人	加森 公人	011-272-6881 011-210-0055
高橋産業株式会社	代表取締役	高橋 聡一朗	高橋 聡一朗	011-861-1222 011-861-1348
有限会社 シー・エス・アレンジメント	代表取締役	瀬戸 聖一	瀬戸 聖一	011-261-2222 011-261-2525
網走交通株式会社	代表取締役社長	荒木 克久	藤川 恵一	0152-45-1010 0152-45-1864
株式会社 木香の家	代表取締役	松田 正子	堀米 和也	0237-77-5688 0237-77-5671
株式会社 アーキビジョン・ホールディングス	代表取締役	丹野 正則	柴田 大祐	011-886-3918 011-886-3917
株式会社 ヴィンテージ・ヴァリュア	代表取締役	多田 秀長	多田 秀長	0493-24-7941 0493-24-7736
合同会社 ロックドーム	代表社員	寺口 美由紀	寺口 美由紀	090-2070-8894
株式会社 高橋工業	代表取締役	高橋 宗靖	高橋 宗靖	0153-76-2046 0153-76-2815
株式会社 キズキレンタルサービス	代表取締役	松崎 一成	松崎 一成	048-288-8193 048-288-8194
株式会社 サトケン	代表取締役	佐藤 紀寿	圓山 修	015-485-2218 015-485-2809
株式会社 アセットプランニング	代表取締役	及川 学	五反田 典之	011-233-2201 011-233-2202
レッドホーストラスト株式会社	代表取締役	八重樫 暁	八重樫 暁	011-330-0680 011-280-2032
芙蓉建設株式会社	代表取締役	大森 彦一	根岸 哲也	0555-23-7228 0555-24-1848
レッドホースコーポレーション株式会社	代表取締役	宮本 隆温	佐野 博之	03-5144-5721 03-5144-5744
株式会社 ホーム建材店	代表取締役	木村 良将	鈴木 秀策	022-284-7867 022-236-7679
イエス北海道株式会社	代表取締役	王 衛	王 衛	011-838-7418 011-351-5788
株式会社 吉銘	代表取締役	貝本 隆三	椋本 浩嘉	0747-54-2701 0747-54-2702
有限会社 M ファイン技術サービス	代表取締役	守國 寿記	守國 寿記	078-940-6888 078-940-6887
株式会社 芝本商店	代表取締役社長	芝本 忠雄	中川 貢	079-432-2110 079-422-0771
鈴木鉄工建設株式会社	代表取締役	鈴木 敏男	鈴木 匡明	0296-44-6000 0129-44-0003
株式会社 篠原工務店	代表取締役	篠原 純一	長濱 敏紘	0280-87-6666 0280-87-8359

令和3年4月30日現在

日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿(加盟順)

企業名	代表役職名	代表者名	担当者名	電話番号 FAX 番号
丸栄工業株式会社	代表取締役	本庄 邦之	新井 潤	03-3668-6451 03-3668-6457
株式会社 ティンバースケープ	代表取締役社長	梶井 直和	金川 晃	03-5534-0322 03-5534-3619
プレイリーホームズ株式会社 名古屋支店	代表取締役	櫻井 秀弥	櫻井 秀弥	052-930-7855 052-930-7856
ジェイ建築システム株式会社	代表取締役	手塚 純一	手塚 純一	011-573-7779 001-573-7811
アサヒアレックスホールディングス株式会社	代表取締役会長	石倉 茂雄	飯野 聡行	025-285-1112 025-285-4434
株式会社 カドック	代表取締役	加藤 省吾	加藤 省吾	0138-35-5211 0138-35-5212
ジェイベック株式会社	代表取締役	道券 周士	小島 啓輔	011-781-8201 011-783-6166
三協テック株式会社	代表取締役	山崎 力	山崎 力	0766-20-2800 0766-20-2809
藤崎建設工業株式会社	代表取締役	藤崎 政行	藤崎 政行	0299-73-2123 0299-73-2144
株式会社 金太郎ホーム	代表取締役	佐々木 数修都	佐々木 数修都	043-213-3220 043-213-3221
山本産業株式会社	代表取締役	山本 勇	山本 勇	0142-23-3552 0142-23-4253
株式会社 ヒーローライフカンパニー	代表取締役	日崎 哲仁	日崎 哲仁	03-5473-0539 03-5473-0549
株式会社 快適住空館	代表取締役	鬼澤 幸夫	鬼澤 幸夫	029-240-1775 029-240-1776
株式会社 ニトリ	代表取締役社長	武田 政則	吉田 克也	011-330-6240 011-330-6290
会津森林活用機構株式会社	代表取締役	唐橋 幸市郎	小林 靖尚	0241-23-9090 0241-23-9070
北良株式会社	代表取締役	笠井 健	笠井 健	0197-73-7222 0197-73-7251
株式会社 エーステック	代表取締役	竹内 裕二	竹内 裕二	011-383-7722 011-383-7776
リードアーキテクト株式会社	代表取締役	遠藤 達彦	太田 勝彦	075-693-2880 075-693-2881
株式会社 L T U	代表取締役社長	原田 岳	原田 岳	0957-54-7798 0957-54-5071
松栄建設株式会社	代表取締役	松村 一志	松村 一志	0776-51-0600 0776-51-6439
株式会社 北洲	代表取締役	村上 ひろみ	千葉 大輝	022-348-3011 022-348-3932
株式会社 三誠	代表取締役	丹羽 伸治	山名 裕朗	03-3551-0217 03-3551-0217
アイジー工業株式会社	代表取締役社長	若尾 直	成田 竜也	011-863-0303 011-860-2084
株式会社 クレバークラウン	代表取締役	藤沼 昇二郎	増田 和順	050-5370-2877
デュボン・スタイロ株式会社	代表取締役	有友 完	今田 勝仁	03-5521-0131 03-5521-0184

協定締結済み自治体名簿

令和3年4月30日現在

協定締結済み都道府県・救助実施市

締結日	都道府県	救助実施市	担当部署	電話番号
2020年08月04日	高知県	-	土木部住宅課震災対策班	088-823-9862
2020年11月27日	福井県	-	土木部建築住宅課住宅計画G	0776-20-0505
2021年01月25日	愛知県	-	建設部建築局公営住宅課計画・指導G	052-954-6572
2021年01月25日		名古屋市	住宅都市局住宅部住宅企画課企画係	052-972-2942
2021年03月29日		熊本市	公共建築部建築保全課	096-328-2578

令和3年4月30日現在

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2019年12月03日	茨城県	境町	危機管理部防災安全課	0280-81-1307
2019年12月12日	茨城県	下妻市	総務部消防交通課	0296-43-2111
2020年01月16日	茨城県	常陸大宮市	市民生活部安全まちづくり推進課	0295-52-1111
2020年01月22日	茨城県	常総市	市長公室防災危機管理課	0297-39-6000
2020年09月25日	茨城県	水戸市	市民協働部防災・危機管理課	029-232-9152
2020年09月29日	茨城県	取手市	総務部安心安全対策課	0297-74-2141
2020年09月30日	茨城県	小美玉市	副市長直轄組織防災管理課	0299-48-1111
2020年10月01日	茨城県	那珂市	市民生活部防災課	029-298-1111
2020年10月08日	北海道	留萌市	総務部総務課危機対策係	0164-56-5005
2020年10月26日	岩手県	岩手町	総務課防災交通係	0195-62-2111
2020年11月20日	茨城県	行方市	企画部企画政策課	0299-72-0811
2020年12月16日	埼玉県	久喜市	総務部企画政策課	0480-22-1111
2021年02月17日	茨城県	稲敷市	行政経営部危機管理課	029-893-2000
2021年02月17日	北海道	厚真町	まちづくり推進課企画調整 G	0145-27-3179
2021年02月26日	北海道	むかわ町	総務企画課危機対策 G	0145-42-2411
2021年03月29日	茨城県	土浦市	市長公室政策企画課	029-826-1111

ムービングハウスの建設可能戸数

令和3年度 ムービングハウスの建築可能戸数について

1. ムービングハウスは、地震、風水害等の災害が発生した場合、国又は当該都道府県等から被災者等へのムービングハウスの建設要請があった時に、工場をフル生産体制とした時の供給可能戸数を示します。
2. 災害発生しムービングハウスの建設要請後に、全国各地域の被災地への建設可能戸数は、以下の表の条件を前提としています。

a	本資料の標準仕様及び標準プランに基づくこと
b	各事業所、生産工場及び資材のストックヤードが該当災害による被害の影響がないこと
c	生産用資材、生産部材等の原材料、設備機器が確保されること
d	ムービングハウス本体、生産用部材、生産部材等の運搬手段が確保されること
e	建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること
f	給排水・電気・ガス設備は、敷地内(団地内)の範囲とすること

3. この能力一覧における応急仮設住宅の住戸規模は、戸当たり 32.2 m²(10 坪相当)に換算したものです。
4. 建設可能戸数は、ムービングハウス本体の平均在庫数を含みます。

令和3年度 応急仮設住宅建設能力一覧表

建設要請受託後の建設

単位：戸（32.2㎡）

地域	保有在庫数 (二週間程度)	1ヶ月以内	2ヶ月以内 累積	3ヶ月以内 累積	6ヶ月以内 累積
北海道	150	500	1,000	1,500	3,000
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	150	500	1,000	1,500	3,000
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	150	500	1,000	1,500	3,000
新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知	150	500	1,000	1,500	3,000
三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	150	500	1,000	1,500	3,000
鳥取 島根 岡山 広島 山口	150	450	900	1,350	2,700
徳島 香川 愛媛 高知	150	400	800	1,200	2,400
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	150	400	800	1,200	2,400
沖縄	150	200	400	600	1,200

※上記一覧の数値は、前ページの条件が満たされている場合の建設能力とします。

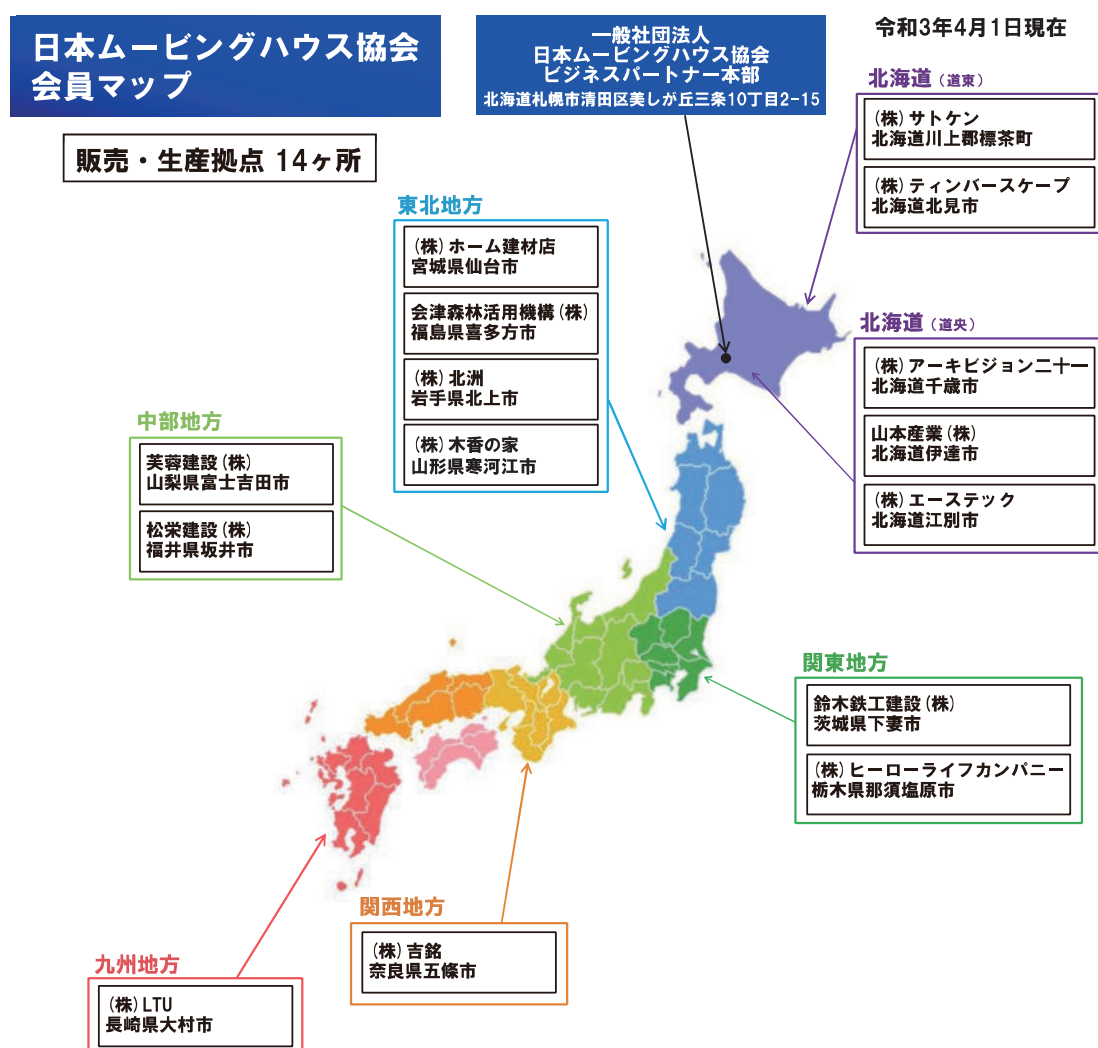
※複数の地域が同時に被災した場合は、上記一覧とは別に算定する必要があります。

生産拠点所在地一覧表

生産拠点所在地一覧表

都道府県	企業名	住所	電話番号
北海道	(株)アーキビジョン二十一	〒066-0051 千歳市泉沢 1007-168	0123-28-8811
	(株)サトケン	〒088-2300 川上郡標茶町チャンベツ原野基線 17-19	015-485-2218
	山本産業(株)	〒052-0035 伊達市長和町 157	0142-23-3552
	(株)エーステック	〒069-7722 江別市元野幌 1146-4	011-383-7722
	(株)ティンバースケープ	〒091-0022 北見市留辺蘂町旭東 11	0157-67-2323
岩手県	(株)北洲	〒024-0072 北上市北鬼柳 23 地割 61 番地 1	0197-64-7375
宮城県	(株)ホーム建材店	〒987-1102 石巻市和瀬梨木畑 12-1	0225-72-3954
山形県	(株)木香の家	〒991-0012 寒河江市新山町 312-2	0237-77-5688
福島県	会津森林活用機構(株)	〒966-0902 喜多方市松山町村松字常盤町 2706	0241-23-9090
茨城県	鈴木鉄工建設(株)	〒304-0056 下妻市長塚 290	0296-44-6000
栃木県	(株)ヒーローライフカンパニー	〒329-3127 那須塩原市上郷屋 185-56	0287-68-0663
福井県	松栄建設(株)	〒919-0411 福井市石盛町 922	0776-56-0465
山梨県	芙蓉建設(株)	〒403-0004 富士吉田市下吉田 5 丁目 15-29	0555-24-2281
奈良県	(株)吉銘	〒637-0027 五條市島野町 485	0747-22-2606
長崎県	(株)LTU	〒856-0806 大村市富の原 1 丁目 1545-1	0957-54-7798

※一部休止している工場があります。



ムービングハウス建設の事前対策から
建設着工・維持管理まで

ムービングハウス建設の事前対策から建設計画及び着工・維持管理まで

① 事前対策

災害時のムービングハウス建設については、災害の種類・時期・規模、建設予定地により臨機応変な対応が必要となります。また、建設を迅速に実行するためには実態に即した計画が重要です。ムービングハウスの計画、建設に当たり下記の事前準備と計画が重要です。

当協会は、各都道府県等を直接訪問し情報の交換を行うと共に、常に災害を予想した連絡・生産・建設体制を整え、各自治体が主催する防災訓練・研修等に参加、協力しています。災害時には速やかに情報交換できるように、毎年、年度当初に各都道府県の応急仮設住宅担当部門との連絡先の確認をお願いしております。

1. 協定書の締結

災害時に迅速にムービングハウスを建設する為、都道府県等と当協会との間において、「災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書」を締結していただく必要があります。

この協定書は、災害時におけるムービングハウスの建設に関して、都道府県等が当協会に協力を求めるに当たって所要の手続き、当協会会員の斡旋、ムービングハウス建設、費用負担、連絡窓口、相互の情報交換等の必要な事項を規定しております。

この協定書に基づき、当協会は各自治体へ訪問し、建設能力の報告・会員名簿等の提供を定期的に行い、災害発生時には建設会員会社の斡旋、建設協力をいたします。

2. 建設型応急仮設住宅「ムービングハウス」の建設に関する取組資料集の発行及び送付

この取組資料集では、災害発生時のムービングハウス建設に係る当協会及び自治体に対応する時の必要事項、ムービングハウスの建設能力、ムービングハウスの標準仕様及び平面図、工程表、参考例等を掲載しております。また、この取組資料集の送付をすることにより協定書で規定する関連情報の報告としております。

② 災害発生時から建設・維持管理

1. 災害発生時の連絡協議

当協会は、災害発生時に被災都道府県等へ被災状況および情報収集し会員会社への連絡・準備をすると共に、直ちに訪問して具体的な準備と対応に入ります。

2. 応急仮設住宅建設の事前準備から引き渡しまでの留意点

建設要請を受けてから救助法の規定である20日以内に着工できる体制となっております。

当協会は、ムービングハウスの提供に関し、供給戸数、必要なインフラ設備の設営に関し、関係省庁や各種団体に情報の共有化を行います。

2-1 建設候補地の現場調査から着工まで

建設候補地の綿密な調査は、建設予定地の効率的な建物の配置計画や施工を行うため、関係者から提供された内容を基に、地盤の状況、敷地又は敷地までの進入路、インフラの状態の調査を行います。

敷地境界が不明確な場合や新たなインフラが必要な建設候補地や既存の障害物(建物、樹木、電柱等)については、その都度、関係者と協議を行い、配置計画の迅速な策定に努めます。

2-2 ムービングハウスの仕様

ムービングハウスの仕様については、ムービングハウスの各建設地の実情より、気候に関する居住環境に適した内容を関係者と過去のムービングハウス建設の事例を元に協議いたします。

2-3 着工、引き渡し

着工から完成までの期間は、平坦な整地済みで新たなインフラ工事の必要のない建設地においては、概ね2週間としております。

ムービングハウスの完成後、発注者の検査合格後に建物を引き渡しいたします。

3. 契約について

当協会は、「協定書」に基づき会員会社の斡旋及び建設協力を致します。契約は、被災都道府県等(発注者)と会員会社との締結になります。

契約は、ムービングハウス本体及び運搬設置、屋外工事に関わる費用を含めての賃貸借契約となります。撤去、原状回復に要する費用は別途となります。外部工事(舗装、給排水、造成等)は賃貸契約書に含まれます。契約様式については、ムービングハウスの契約書の一例(本資料に記載)を参考としてください。

4. 維持管理について

当協会は、被災者である入居者からの応急仮設住宅の不具合の連絡及び是正対応を迅速に行うため、一定規模以上の戸数を建設した場合については、被災市町村と建設会員会社との連絡窓口として管理センターを設置します。

また、ムービングハウス建設後、当協会自主基準に基づき、1年点検を行います。また、休日期間中においても緊急連絡網にて対応できる体制を整備いたします。

災害時のムービングハウス建設手順

事前準備段階

住まいの確保に関する供給フレームの検討

【都道府県・市町村の準備】

- ☞ 被害想定資料等を確認し、想定される災害ごとに都道府県全体及び市町村単位の住家被害戸数を把握・推計。
- ☞ 住家被害戸数から、応急仮設住宅の必要戸数を推計。
- ☞ 建設型応急住宅の必要戸数を推計するため、①及び②を算出。
 - ① 公営住宅等での対応が想定される戸数
 - ② 賃貸型応急住宅での対応が想定される戸数
- ☞ 公営住宅等、賃貸型応急住宅での対応が想定される戸数を減じ、建設型応急住宅の必要戸数を推計。
- ☞ 建設型応急住宅の候補地リスト（用地情報、供与可能戸数等）をもとに、被災者の住まいの確保の現状を把握するためのシミュレーションを実施し、建設型応急住宅の供与可能戸数の過不足状況を確認。
- ☞ 各建設事業者団体の供給能力や構造・構法等の特性・違い・コスト等を十分に把握するとともに、災害規模等に応じて発注できるよう、予め発注の考え方を整理。

災害発生段階

災害発生時の対応

【都道府県・市町村】

- ☞ 被災状況の把握（避難区域、避難所設置数、避難世帯数など）
- ☞ 都道府県・市町村との役割分担の取り決め（災害救助法施行令に基づく一部委任を含む）
- ☞ 応援自治体職員やOB・OG等の賃金雇上による人員体制の強化
- ☞ ムービングハウス必要（見込み）戸数の検討

など

【ムービングハウス協会】

- ☞ ムービングハウス建設可能戸数の確認

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ ムービングハウスの必要戸数の精査
- ☞ 自治体及びムービングハウス協会の連絡窓口の確認
- ☞ ムービングハウスの供給体制・建設体制の確立



調査及び選定

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ※ 土地の事前調査（現地調査）に当たっては、情報の整理項目（調査票）等を予め協議して作成。

- ☞ 建設予定地の調査及び選定
- ☞ 配置計画の作成（浄化槽、集会所等も含む）
- ☞ 周囲に生活利便施設等がない場合の対応（例：公共交通の増・新設など）
- ☞ ムービングハウス見積書・仕様書等の確認・精査

【ムービングハウス協会】

- ☞ ムービングハウス配置計画、仕様書、施工スケジュール、見積書の作成
- ☞ 建設業者の引き合わせ

【都道府県・市町村】

- ☞ ムービングハウスの建設要請

解体・撤去等

点検・維持管理

- ☞ 業務手順書に基づき維持管理体制を整え、点検・清掃等を実施。
- ☞ 建設事業者と、維持管理及び補修の責任区分や費用負担の考え方を協議・整理。
- ☞ 引き渡し・入居後不具合が生じた場合
 - ① 建設事業者の瑕疵によるものなのか、
 - ② 入居者等の責によるものなのか、
 - ③ 災害など特定の者の責によらないものなのか等について、一定の専門性を持つ職員等が判断を行い、瑕疵である場合には、建設事業者等に修補を要請。



解体・撤去

- ☞ 恒久的な住まいの確保が進み、建設型応急住宅の退去世帯（空き家）が増えた段階で、建設型応急住宅の解体・解消等に向けた検討。（2年を経過していない場合、変更契約等もあり得る）
- ☞ 都道府県・市町村と建設事業者間の解体・原状回復工事に関する取り決めや、仕様書・図面、着工前の写真等を確認。
- ☞ リース契約の場合は、リース契約の解除。買取りの場合は、都道府県（又は事務委任等を受けた市町村）が解体・撤去の設計を行い、工事を発注。
- ☞ 解体工事、撤去完了確認、特定行政庁の検査、検査完了の場合は、撤去完了書類の提出。

協定書の締結・訓練等の実施

【ムービングハウス協会】

- ☞ 建設型応急住宅の供与可能戸数を踏まえ、一般社団法人日本ムービングハウス協会とのムービングハウスの設置に関する協定書の締結を実施。
- ☞ ムービングハウス建設・管理マニュアルの作成、検討。

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ ムービングハウスの建設のための候補地の検討と作成。
- ☞ ムービングハウスを迅速に提供するための防災訓練の実施。

決定発注・建設

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ 建設業者(会員会社)への発注(契約)、検査・引き渡し、費用の支払い等のフローを整理。
- ☞ 建設業者(会員会社)との契約書等の様式案を作成する。
- ☞ 進捗管理、検査等に必要の様式等を整備する。
- ☞ 代金支払いに係る業務フローを整理し、協定を締結した建設事業者団体にも、予め支払時期等についての確認。
- ☞ 建設計画の提出・承認
- ☞ 契約
- ☞ 工事着工
- ☞ 工程予定の報告、安全、品質、工程の確認
- ☞ 工事完了報告、特定行政庁による確認検査
- ☞ 補修(瑕疵の範囲内)、再検査
- ☞ 鍵の引渡し
(ムービングハウス協会(建築業者)
→都道府県・市町村)

引越し・入居後の管理

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ 入居者への説明会の開催
- ☞ 入居説明書の配布及び鍵の受渡し
(都道府県・市町村→被災者)
- ☞ 住宅の管理体制の確認
- ☞ 入居後の維持管理・補修(瑕疵の範囲外)に関する業務手順書の整備

【ムービングハウス協会(建築業者)】

- ☞ 完成書類の提出
- ☞ 作業手順書の提出

原状回復工事

- ☞ 建設前の原状について、仕様書・図面、着工前の写真等により所有者・管理者の確認を得るとともに、土地に係る契約書等に基づき、原状回復工事の内容について、土地所有者・管理者と十分に協議。
- ☞ 全ての建物本体の撤去が完了する段階で、敷地の原状回復(地下埋設物の撤去、敷地の整地、原状回復等)工事を発注。
- ☞ 原状回復工事の完了後、所有者・管理者等に立会いの下、都道府県・市町村、建設事業者等が確認を求める。
- ☞ 所有者・管理者等の確認完了後、敷地を返還。

ムービングハウス建設計画の留意点

ムービングハウス建設計画の留意点

ムービングハウスの建設候補地の事前調査及び配置計画、ムービングハウスの仕様については、下記の点に留意することが重要となります。

① 建設候補地の調査について

1. 敷地の状況 有 無

1-1	建築可能場所の敷地境界		
1-2	地盤の種類(地盤改良やスクリー式鋼管杭等の必要性) ※スクリー式鋼管杭は使用後に撤去可能		
1-3	災害の影響による地割れ、法面の崩壊の確認		
1-4	急傾斜崩壊危険区域、土石流危険渓流区域の指定の確認		
1-5	地中埋設物(埋蔵文化財、既存配管、暗渠等)の有無		
1-6	敷地の排水状況(敷地内の勾配)		
1-7	敷地の高低差がある場合の造成工事		
1-8	他の用途利用の確認(がれき置き場駐車場等)		

2. 進入路及び通路 有 無

2-1	敷地の段差及び歩道縁石の切り下げ		
2-2	工事車両(ラフタークレーン及び40ft海上コンテナ運搬用トレーラー)の 進入可能の確認		
2-3	進入路幅の確認(拡幅工事の有無)		

3. ライフラインの状況 有 無

3-1	上下水道の有無(受水槽及び浄化槽の設置)		
3-2	都市ガスの有無(プロパンガスの設置)		
3-3	電柱の有無及び設置の必要性		

4. その他 有 無

4-1	既存障害物(遊具、物置等)の移設及び処分		
4-2	既存樹木の枝払い及び伐採の可否		

② 配置計画の策定

配置計画は、出来るだけ幹線道路、駐車場・住戸・上下水道関係のインフラ施設(受水槽・浄化槽も含む)等、ゾーン分けをした計画が望ましい。

その他、居住環境や生活動線及び多目的広場等のコミュニティの確保を考慮する必要がある。

1. 建物の規模

1-1 ムービングハウス

- ・ 単身用 A タイプ 1K19.0 m²
- ・ 2~3 人用 B タイプ 2DK27.1 m² Bm タイプ 2DK+物置 32.2 m²
- ・ 4~5 人用 Cm タイプ 3DK42.0 m²
- ・ 6~8 人用 Dm タイプ 4LDK61.2 m²

1-2 集会所・談話室

- ・ 集会所 50 戸以上の団地に 100 m²程度
- ・ 談話室 10 戸以上 50 戸未満の団地に 40 m²程度
- ・ 集会所、談話室は洋室、給湯室、多目的トイレ、玄関にはスロープを設置し高齢者などの利用に配慮する。団地の主たる入口に近い場所に設置することが望ましい。

1-3 福祉仮設住宅

- ・ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする被災者が複数いる場合、老人居宅介護事業等を利用しやすい福祉仮設住宅が設置される場合がある。

2. 住棟配置

2-1 方位(敷地の有効活用)

- ・ 単身用 A タイプ以外は 3 方向に窓を配置しているため採光がとりやすい。そのため、敷地の有効活用を最優先して配置計画を作成する。

2-2 連棟戸数

- ・ 連棟については、団地敷地内の人の移動を容易にするため、10 戸程度までの計画とする。

2-3 多層式

- ・ 敷地が狭い場合は、多層式を検討する。
- ・ 多層式の場合は、地耐力の考慮が必要。

3. 敷地内の通路

- ・ 住戸間隔は 2.5m、幹線道路幅は 8m を標準とする。
- ・ 幹線道路から住宅への通路は車両の乗り入れを想定しない。
- ・ 入居者の生活動線と車輛動線は可能な限り分離する。分離できない場合は、歩道を併設する安全柵等で入居者の移動時の安全を確保する。

4. 駐車場

- ・ 駐車場を設置する場合、原則として建設戸の駐車台数とする。
- ・ 大型団地であれば利用者の利便を考慮し、駐車場を分散する。
- ・ 駐車場は砕石敷程度を原則とするが、入居開始後の轍による水たまりや土埃対策は関係者と協議を行う。
- ・ 駐車場は使用者を明確にするため、駐車場番号を設置する。

5. 受水槽・浄化槽

- ・ 敷地付近の道路に近い場所に設置する。
- ・ 浄化槽を設置する場合、設置場所は住戸との間隔を検討する。
- ・ 浄化槽は設置費用が高いため(100人槽で2,000万円程度)大容量サイズは大幅なコスト高となります。そのためできるだけ下水道のある場所への設置が望ましい。

6. 用地の確保

6-1 福祉施設用地の確保。

福祉施設の事例は以下の通りです。

- ・ サポート機能付き集会所(浴室、多目的トイレにベビーシート、オストメイト)
- ・ サポートセンター
- ・ グループホーム

6-2 多目的広場の確保

- ・ 配置計画において入居者間のコミュニティの場として、集会所付近に広場を設置する場合がある。

7. その他

- ・ ごみ置き場の仕様と設置場所は、建設地の市町村と協議する。
- ・ 外灯(防犯灯)を設置する。(ただし、夜間の入居者への光害を配慮する必要あり)
- ・ 敷地境界の法面及び擁壁の上部に柵を設ける等、入居者への安全対策を行う。
- ・ 棟番号及び住戸番号は市町村と協議する。
- ・ 団地案内板、掲示板を入り口付近の見やすい場所に設置する。
- ・ 駐輪場は必要に応じて設置する。

③ 応急仮設住宅の仕様について

1. 標準仕様

- ・ 応急仮設住宅の仕様は当協会の標準仕様に基づく。

2. オプション仕様

- ・ 各都道府県の要請で地域の気候や居住環境等を考慮したオプションの施工事例は、次表の通りである。

災害救助法対象となるオプション

建設地の気候に応じた オプション仕様	① 寒冷地域仕様	
	外部給水管の保温	水抜栓の追加
	浄化槽・受水槽・給水メーター等の凍結防止	
	② 極寒冷地域仕様	
	水抜栓の設置(壁又は床式：遠隔操作タイプ)	エアコン・FF式石油暖房機器等の設置
	オイルタンク、油配管(各居室)	
気候に関係のない オプション仕様	③ 積雪地域又は豪雪地域仕様	
	鋼管杭基礎の設置	
	① バリアフリー対策	
	外廊下の設置	L字手摺に変更(トイレ・浴室)
	② 防火・防犯対策	
	消火器の設置(住戸用)	AEDの設置(集会所)
	③ 収納対策	
	物置の設置	

災害救助法対象外となるオプション

建設地の気候に応じた オプション仕様	① 寒冷地域仕様	
	エアコン等暖房器具の追加	
	② 極寒冷地域仕様	
	出入口踏み段(ゴムチップ)	床下給水管の保温ヒーターの取付
	受水槽上屋の設置	
	③ 積雪地域又は豪雪地域仕様	
	外廊下及びスロープの屋根及びカーテンの設置	受水槽の高所化
気候に関係のない オプション仕様	駐車場のアスファルト舗装	除雪作業の道路幅の確保、堆雪場の設置
	テレビアンテナの側面設置	
	① バリアフリー対策	
	スロープの増設	通路のアスファルト舗装
	手摺の増設(室内)	
	② 防火・防犯対策	
	非常ベルの設置(1DKタイプ)	外灯の増設
	受水槽に消火栓口取付	
	③ 収納対策	
	収納棚の追加	
④ 強風対策		
鋼管杭基礎の設置	トラ張り(トンブロックの設置)	
開口部ガラスの飛散防止フィルム貼り		

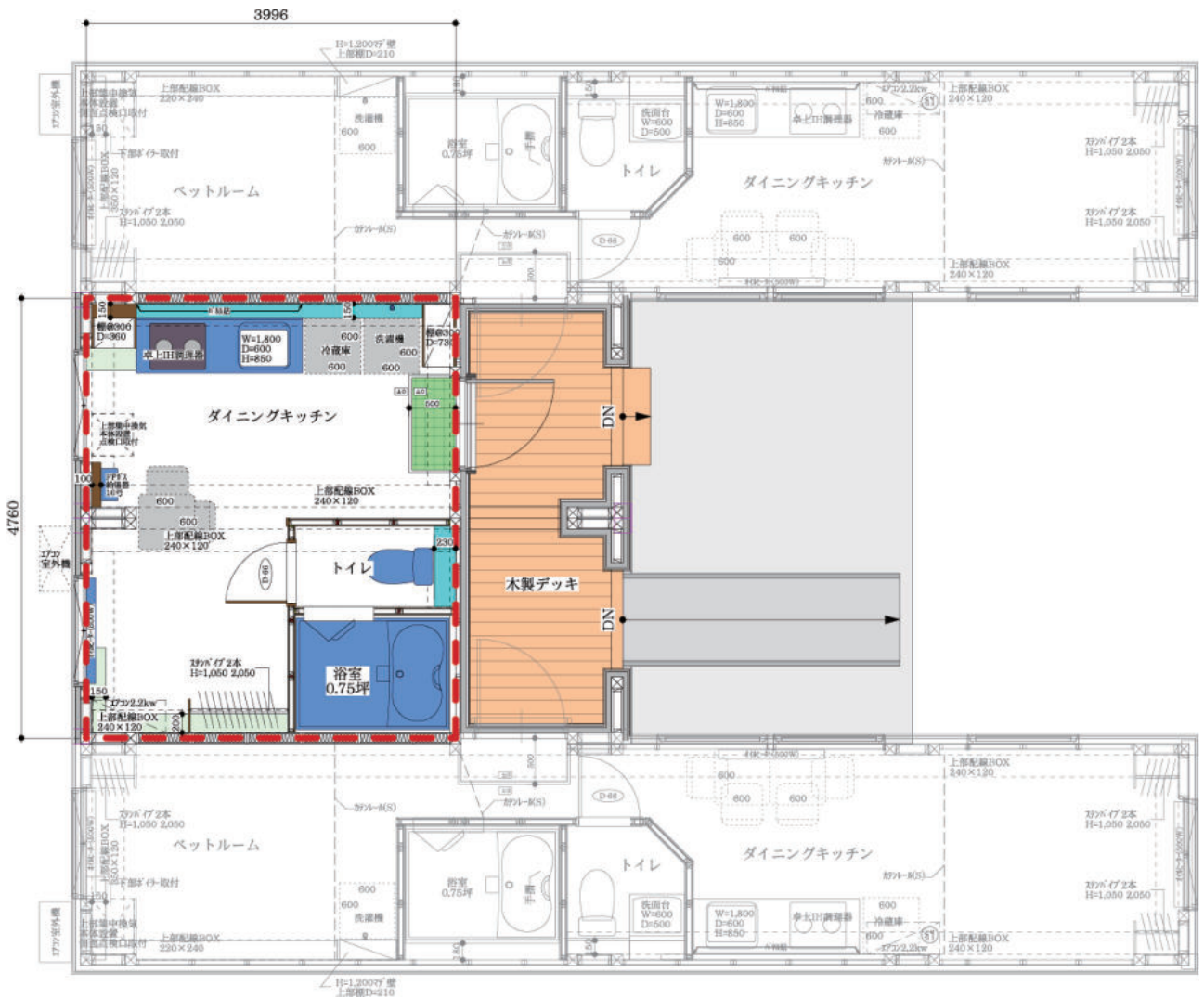
MEMO

ムービングハウス標準仕様書及び平面図

ムービングハウス標準仕様書		
設計概要		
モジュール	1BOX：短辺 2400mm×長辺 12000mm	
構造	木骨ユニット構造	
基礎	平板独立式(60×300×300 1段以上)	
	玄関立上り口：木製踏み台 土台・大引き：木製	
床組	パネル式 合板 t=15.5mm	
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板)	
壁	外壁パネル：外 ガルバリウム鋼板 内 構造用合板素地 断熱材(t=60mm/m)外断熱 間仕切下地：木製下地 グラスウール入(t=100 16kg 相当) コンロ前：不燃メラニン化粧板 t=3mm	
天井	構造用合板素地	
建具	三重サッシ(トリプルガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具：原則としてロールカーテン(単板式) H=1740mm W=800mm 以上とする。	
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。	
設備	給・排水衛生設備	給水：原則として水道用架橋ポリエチレン管(量水器は別途)又は同等品 流し前推薦は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水：原則として一般硬化塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス：プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし、白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備：16号(プロパンガス又は都市ガス) 換気：原則として、居室、流し前、トイレ及び浴室は天井埋め込み型の24時間換気とする 火災報知器：住宅用火災報知器を各居室に設置する(煙感知式、熱感知式) トイレ：暖房便座 工事範囲：屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)
	空調設備	エアコン：居室のみ(2.2kw 6帖～8帖用)
	電気設備	幹線：単層3線式 100V/200V40A 引込みケーブル CV22～38mm ² -3℃ 分電盤：樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具：居室 LED18W×2 台所 LED4.9W×2 トイレ LED4.9W 入口 LED6.1W コンセント：居室(6帖)2連3ヶ所 居室(5.3帖)は2連2ヶ所 台所2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋内給湯器用2連E付1ヶ所 トイレ暖房機便座用コンセント1口E付1ヶ所 エアコン用(居室に設置)・電子レンジ用・ ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 スイッチ：ユニットバスの内部照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL：居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV：居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ：地上デジタル波対応アンテナ設置 工事範囲：各地域の電力柱より引込工事まで含む

室内仕様書					
	床	巾木	間仕切り壁	天井	備考
居室	フローリング T=14mm	木製	(間仕切り部・外壁内側) 構造用合板 t=9mm	構造用合板 t=15mm	遮光ロールスクリーン(ダブル) FF ストープ
押入	同上	同上	同上	同上	中1段付(天袋無 H-800) ロールスクリーン
台所	同上	同上	(間仕切り部・外壁内側) (ガスコンロ廻り) ライニング 不燃メラニン化粧板 t=3mm	同上	流し台 L1800 吊戸棚 L900 二口コンロ(IH) 洗濯パン含む 吊戸棚下地 H=1450 に設置
浴室	<p>ユニットバス 1216 2点セットタイプ 入口跨ぎ高さは180mm未満とする ただし、180mm以上の場合は 踏み台を設置する。</p>			入口跨ぎ高さ 浴室 FL 脱衣室 FL 単体又は2点セットタイプ 手摺：内・外部に各1ヶ所設置 (縦型：FL+H900) 浴槽のフタは含む	
トイレ	フローリング	木製	(間仕切り部・外壁内側) 構造用合板 t=9mm	構造用合板 T=15mm	水洗式 手摺を内部1ヶ所設置 (FL+H700) 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け
玄関	同上	同上	同上	同上	手摺・床見切り(木製)
備品	郵便受け：各住戸 一ヶ所設置 棟番号：各棟一ヶ所設置(300×300) 耐風養生：鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする 物干し：柱取付タイプ 折り畳み式 今 FL+1600 金物芯取付 室名札：各住戸 一ヶ所設置 出入口：木製手すり設置(外部、内部一ヶ所 L=450程度) 下駄箱：H=1000程度				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則発注者の立会いの下、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目張りテープ・水抜き栓一ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻き ・床ポリエチレンフィルム t=0.2mm 敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合の VOC 測定については別途協議を行う。 				

ムービングハウス標準図 BAB-1 単身用
Aタイプ 1K 19.0㎡ 平面図

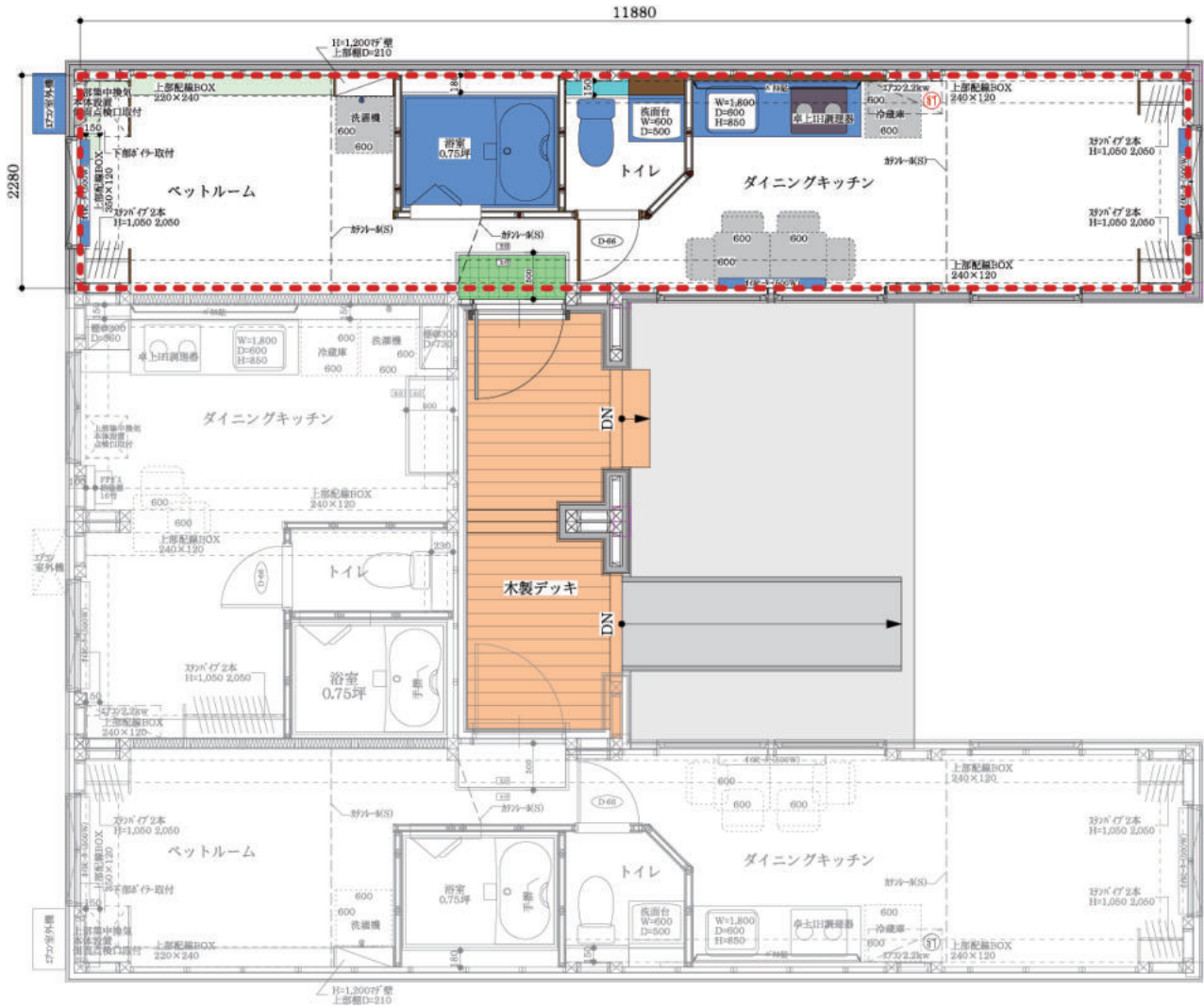


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BAB-1 2~3人用
Bタイプ 2DK 27.1㎡ 平面図

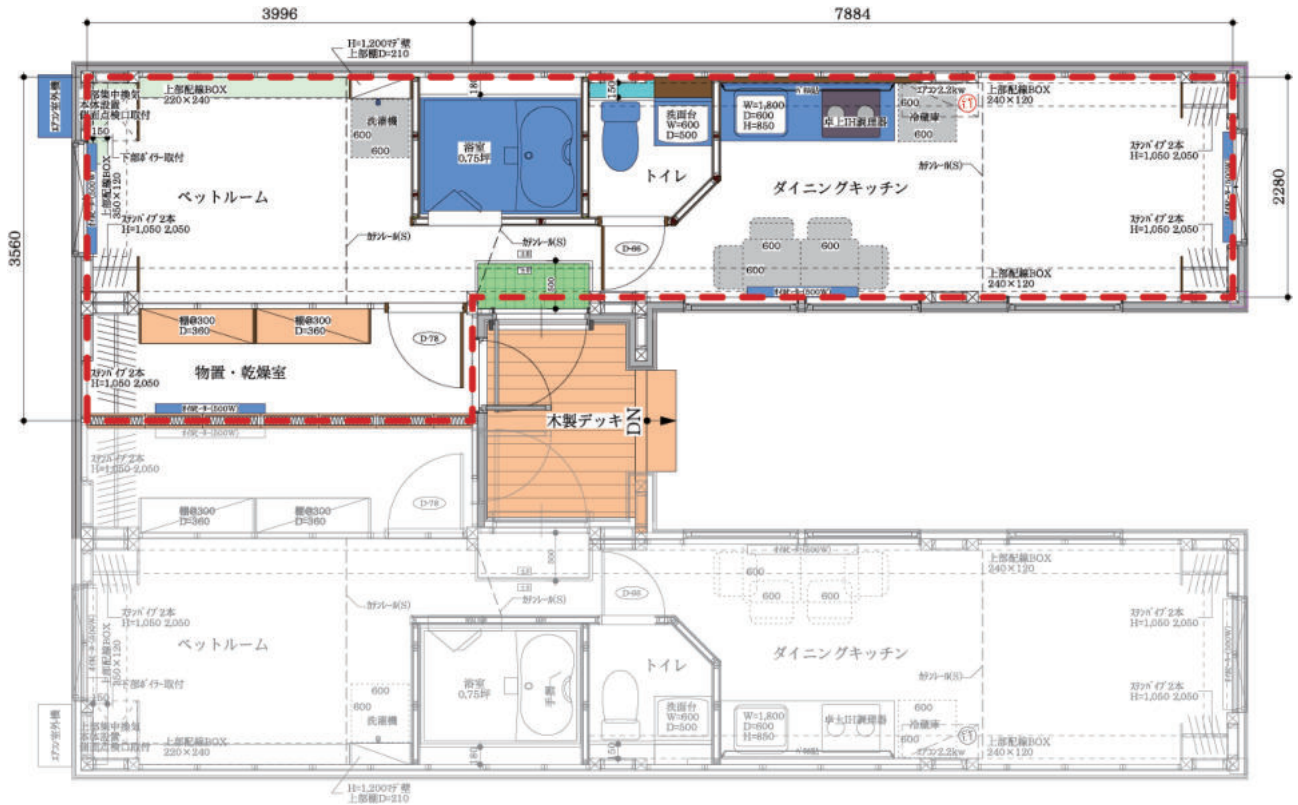


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BB-1 2~3人用
Bmタイプ 2DK 32.2㎡ 平面図

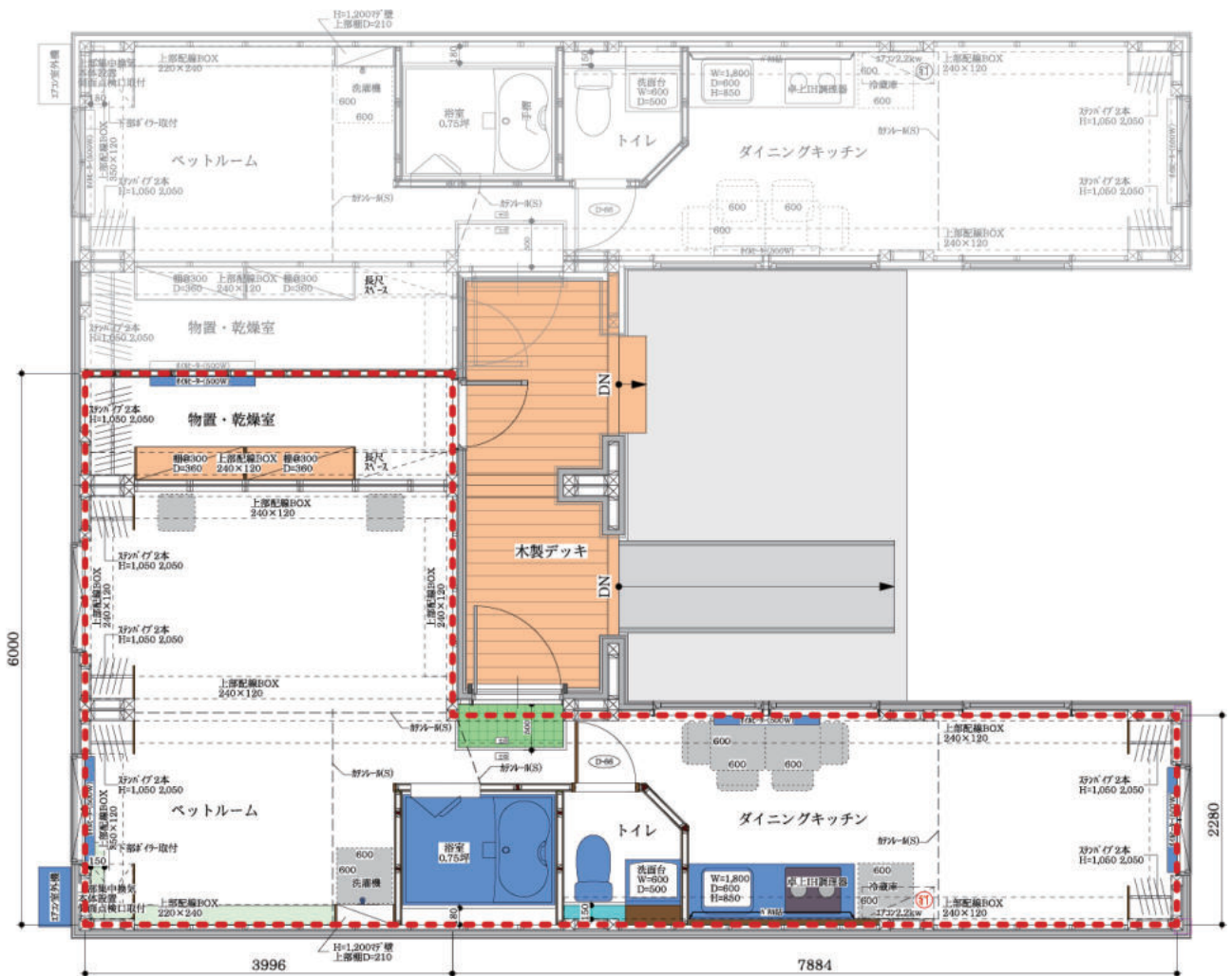


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 CB-1 4~5人用
Cm タイプ 3DK 42.0㎡ 平面図

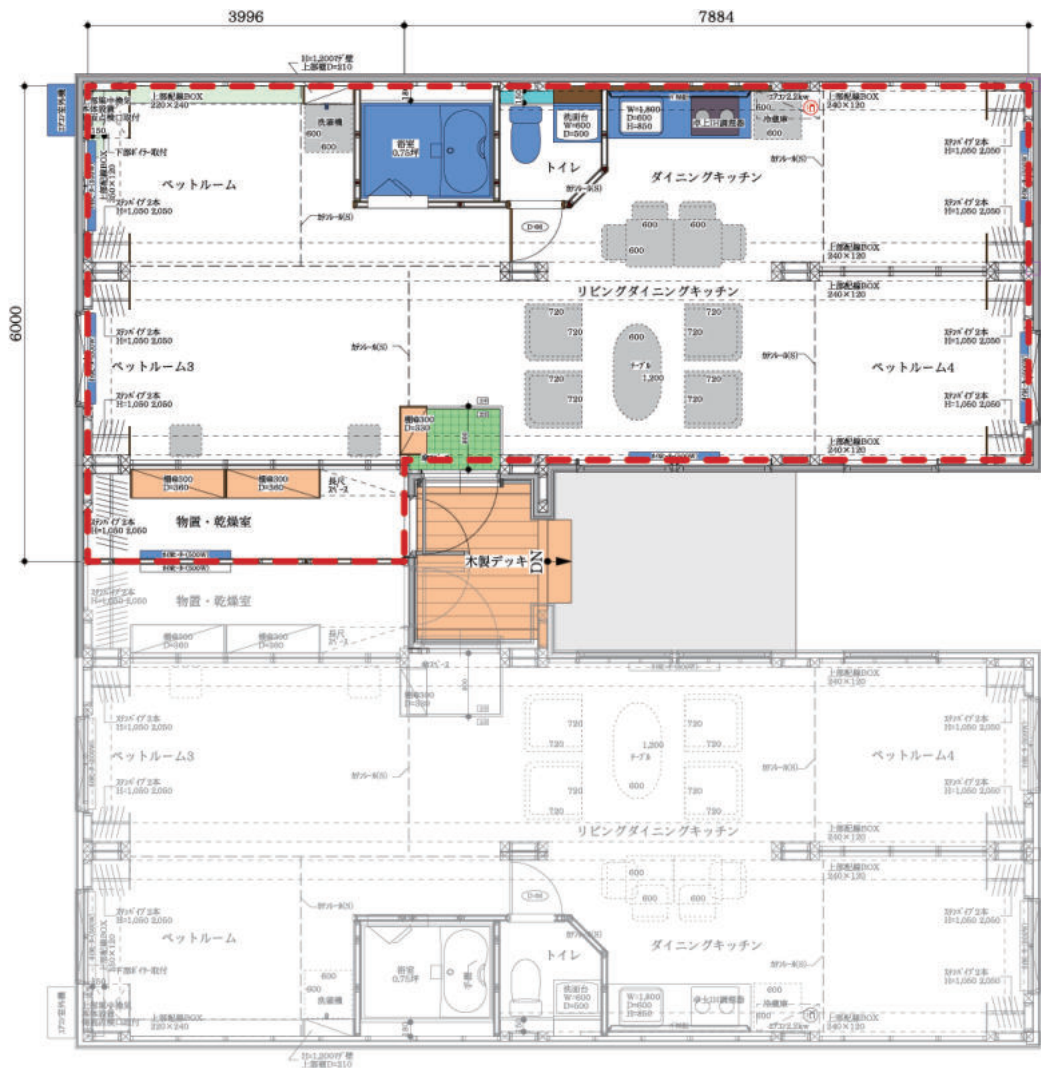


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 DD-1 6~8人用
Dmタイプ 4LDK 61.2㎡ 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BB-2 多層式 2~3人用
Bm タイプ 2DK 32.2㎡ 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BD-2 多層式 6~8 人用
Dm タイプ 4DK 61.2 m² 平面図

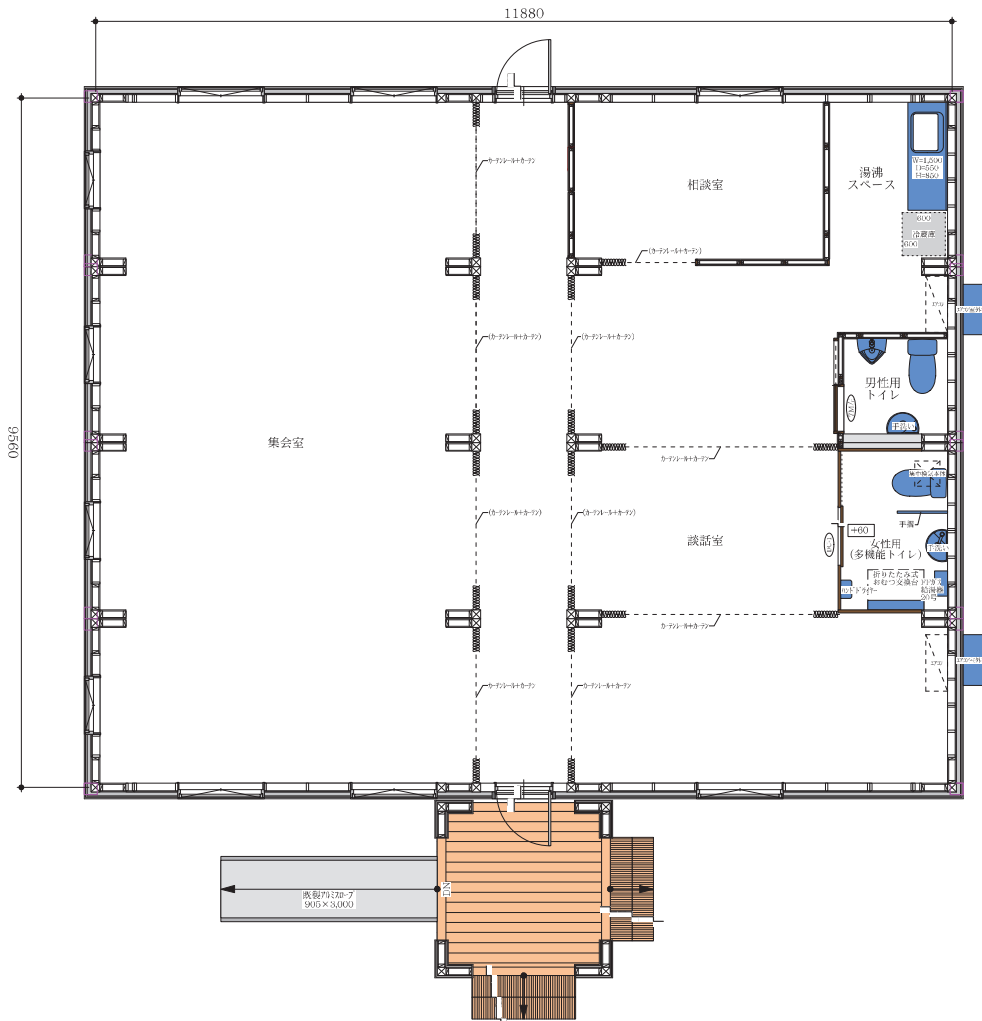


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 集会所タイプ
113.6 m² 平面図

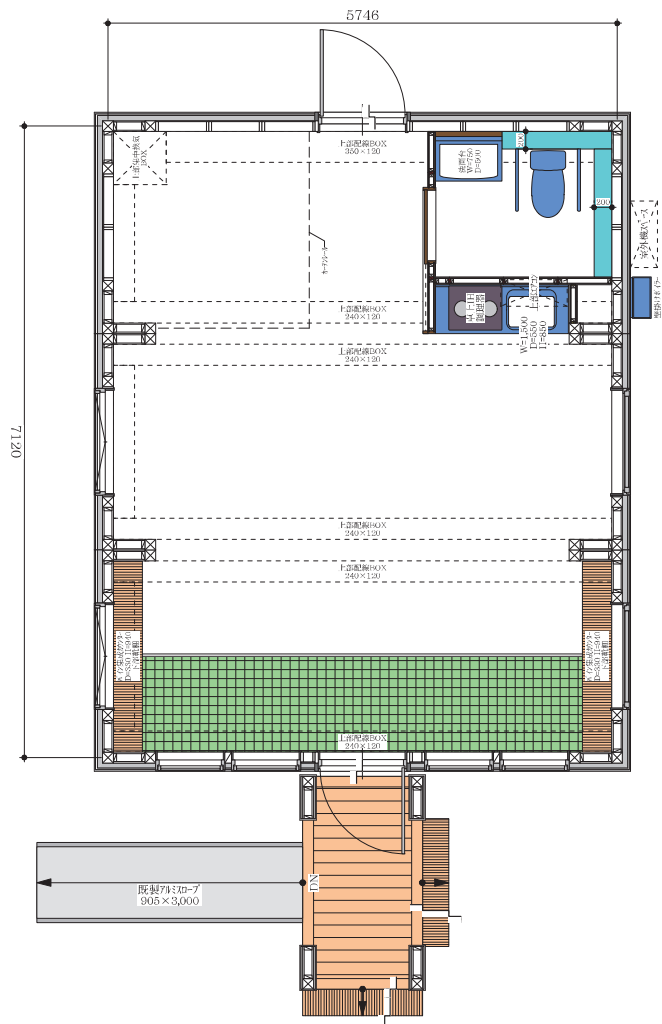


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。

※カーテン及びカーテンレールはオプションになります。



ムービングハウス標準図 談話室タイプ
41.8 m² 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



ムービングハウス標準図 福祉仮設住宅タイプ
 居住棟 A-1 棟 664.3 m² 平面図(4人部屋タイプ)
 事務所棟 287.5 m² 平面図



事務所棟

居住棟A-1

※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 福祉仮設住宅タイプ
 居住棟 A-2 棟 664.3 m² 平面図(個室タイプ)
 事務所棟 287.5 m² 平面図

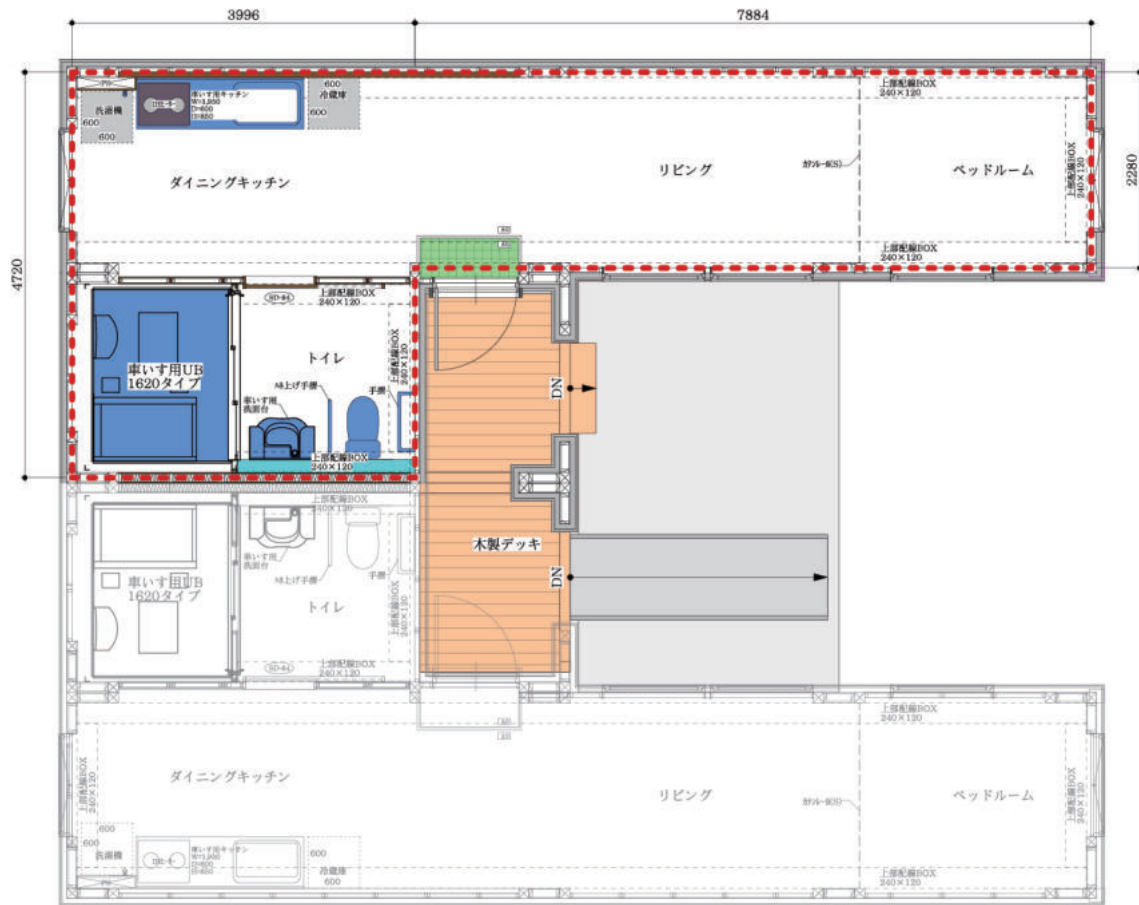


事務所棟

居住棟A-2

※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 福祉仮設
車いす対応タイプ 42.0㎡ 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



ユニットレンタル価格表

タイプ	応急仮設タイプ	レンタル料(円/月)	6mユニット数	12mユニット数
BAB-1	Aタイプ+Bタイプ×2	261,800	2	2
BB-1	Bmタイプ×2	217,800	1	2
CB-1	Bmタイプ+Cmタイプ	247,500	2	2
DD-1	Dmタイプ×2	302,500	1	4
BB-2	Bmタイプ×4	514,800	4	4
BD-2	Bmタイプ×2+Dmタイプ×2	600,600	4	6

応急仮設タイプ別レンタル料(目安金額)

	レンタル料(円/月)	6mユニット数	12mユニット数
Aタイプ	79,200	2	0
Bタイプ	91,300	0	1
Bmタイプ	108,900	0.5	1
Cmタイプ	138,600	1.5	1
Dmタイプ	151,800	0.5	2
二階建て追加費用	79,200	2	0

運送費一覧表(円/ユニット一台当たり)

配達場所	積込場所	北海道		宮城県		茨城県		長野県	
		札幌市	千歳市	仙台市	行方市	安曇野市			
北海道	宗谷 根室	209,000		469,700		499,400		561,000	
	峠-ツ 留萌 釧路 上川	176,000		418,000		447,700		524,700	
	十勝 日高 檜山 渡島	116,600		363,000		385,000		473,000	
	後志 空知 胆振 石狩	69,300		321,200		350,900		437,800	
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	福島	337,700	青森	231,000	青森	283,800	青森	302,500	
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	神奈川	352,000	神奈川	227,700	群馬	129,800	茨城	192,500	
新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知	長野	385,000	長野	253,000	福井	283,800	福井	143,000	
三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	和歌山	423,500	和歌山	352,000	和歌山	283,800	和歌山	157,300	
鳥取 島根 岡山 広島 山口	広島	500,500	広島	369,600	広島	324,500	広島	239,800	
徳島 香川 愛媛 高知	高知	503,800	高知	380,600	高知	374,000	高知	255,200	
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	熊本	550,000	熊本	531,300	熊本	487,300	熊本	426,800	
沖縄	那覇	962,500	那覇	777,700	那覇	715,000	那覇	742,500	

※協会加盟店実例価格表

災害時におけるムービングハウスの
建設に関する協定書

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書

(救助実施市がない場合)

(趣 旨)

第1条 この協定は、〇〇〇地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、〇〇〇 (以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整える他、連絡体制表(様式第1号)を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた都度修正するものとする。(会員名簿の提供)

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から1年とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：〒 -

県
知事

乙：〒004-0813

北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

丙：〒

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書

(救助実施市がある場合)

(趣 旨)

第1条 この協定は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、〇〇〇(以下「甲」という。)及び救助実施市である 市(以下「乙」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「丙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 〇〇〇内において、災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定に関わらず住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があった時は、丙の会員である住宅建設業者(以下、「丁」という。)の斡旋その他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和 年 月 日(以下「発効日」という。)から適用する。

2 乙が救助実施市の指定を取り消された場合、乙にかかる規定については、失効する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：〒 -

県
知事

乙：〒 -

市
市長

丙：〒004-0813

北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

丁：〒

ムービングハウス建設要請文及び斡旋文案の一例

(知事等からのムービングハウス建設要請文例)

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人 日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博 様

○ ○ ○ 知 事
○○ ○○

災害時におけるムービングハウスの建設について

令和 年 月 日に発生した○○○○○○○○により、○○県下で約○○○○戸の住宅が被害を受けました。特に○○市においては被害が甚大であり、約○○○○戸の住宅に被害が発生しております。そのうち、○○○戸が全壊という状況であり、災害救助法の適用を決定しました。

このため、本件は令和 年 月 日に貴協会と締結した「災害時におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の建設に関する協定書」第3条に基づき、ムービングハウスの建設業者の斡旋を要請致します。なお、建設場所、戸数、規模については下記の通りですので、各建設場所別の建設業者、戸数を明記してください。

建設場所	○○市	地区	戸数	○○戸
建設場所	○○市	地区	戸数	○○戸
建設場所	○○市	地区	戸数	○○戸
計				○○戸

規模 1戸当たり 32.2 m²程度

※建設場所、戸数等に変更されることがありますのでその都度協議します。
また、集会所等についても別途協議します。

担当課：○○○○部○○○○課
電 話：○○○-○○○-○○○○

(代表理事から知事等への斡旋文)

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇知事
〇〇 〇〇 様

一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

ムービングハウス建設業者の斡旋について

令和 年 月 日に発生した〇〇〇〇〇〇〇〇による〇〇〇内の被災に対して衷心よりお見舞い申し上げます。

この災害に係る令和 年 月 日付〇〇号によるムービングハウスの建設要請につきましては、「災害時におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の建設に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記の会員もしくは建設業者、協力会社として斡旋致します。

記

【建設場所、建設業者及び建設戸数】

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇道〇〇市〇〇〇〇

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇県〇〇市〇〇〇〇

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇道〇〇市〇〇〇〇

合 計 〇〇戸

【規模】 1戸当たり 32.2 m²程度

以上

ムービングハウス賃貸契約書の一例

ムービングハウス賃貸借契約書

賃借人_____（以下「甲」という。）と賃貸人_____（以下「乙」という。）との間に建設型応急住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件等）

- 第1条 乙は、甲に対し、別表記載の建設型応急住宅一式（以下「賃貸借物件」という。）を貸与し、甲は、これを借り受け、乙に対し、当該賃貸借物件に係る賃借料（以下「賃借料」という。）を支払うものとする。
- 2 乙は、別表記載の所在地に賃貸借物件を設置するものとする。

（用途指定）

- 第2条 甲は、賃貸借物件を建設型応急住宅の用に供しなければならない。

（契約期間及び賃貸借期間）

- 第3条 契約期間は令和 年（ 年） 月 日から令和 年（ 年） 月 日までとする。また、賃貸借物件の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和 年（ 年） 月 日から令和 年（ 年） 月 日までとする。

※契約期間=賃貸借期間+3カ月

（賃借料及びその支払方法）

- 第4条 賃借料の総額は、_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とし、甲は、乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の適法な賃借料の支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日を経過する日までに、乙に対し、賃借料を支払うものとする。
- 2 賃借料には、賃貸借物件の撤去及びその敷地の原状回復に要する費用が含まれるものとし、その金額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。
- 3 賃借料の総額については、賃貸借期間中第2条に定める用途に使用するものとして設定しているため、賃貸借期間の短縮による減額は、生じないものとする。

（遅延利息）

- 第5条 甲は、賃借料を前条第1項に規定する期限までに支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約の保証)

第6条 乙は、この契約について、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金_____円とする。
- 3 第1項の規定により乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金は、賃貸借物件の撤去及びその敷地の原状回復の完了後、乙の請求により返還する。

(管理義務)

第7条 甲は、賃貸借物件を使用するに当たっては、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

- 2 賃貸借物件に不具合が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。
- 3 甲は、賃貸借物件の管理をその所在地の市町村に委任することができる。この場合において、甲は、第1項に定める義務を遵守するために必要な措置を講じるものとする。
- 4 乙は、甲から第2項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、不具合の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
- 5 乙は、賃貸借物件の不具合、修理等への対応を円滑に行うため、連絡窓口を当該引渡し日から賃貸借期間の満了日まで設置するものとする。この場合において、当該設置期間を延長する必要があるときには、甲、乙協議してその延長する期間を定めるものとする。

(売却の制限等)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。

- 2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利を一切設定してはならない。

(賃借権の譲渡の禁止)

第9条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第10条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(修繕義務)

第11条 甲は、善良な管理者の注意を怠り、又は故意若しくは過失により賃貸借物件が消滅し、又は損傷した場合は、遅滞なく自己の費用において修繕しなければならない。

(修理費用の負担)

第12条 前条に定めるもののほか、賃貸借物件の維持管理及び補修については、甲、乙協議して定める。

(違約金)

第13条 乙は、賃貸借物件の納入を遅延した場合は、当該期日から賃貸借物件の引渡しをした日までの日数に応じ、賃貸借物件の金額に年5%の率を乗じて得た額(100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、当該引渡しを遅延した理由が乙の責に帰することができないと甲が認めるときは、この限りではない。

(火災保険料)

第14条 乙は、賃貸借期間中の賃貸借物件に係る火災保険料を負担するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙がこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が〇〇県暴力団排除条例(以下この号において「条例」という。)に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(賃貸借物件の撤去)

第16条 甲は、賃貸借期間の終了日までに乙に賃貸借物件の撤去を依頼する旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、賃貸借期間の終了前に賃貸借物件を撤去する必要がある場合は、乙にその旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、市町村と協議の結果、賃貸借物件の撤去及び敷地の原状回復が不要となった場合は、賃貸借期間の終了日までに乙にその旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までにその賃貸借物件の撤去及び敷地の原状回復に係る費用を返還しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第15条の規定によりこの契約の全部若しくは一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、当該損害を与えた甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引き渡された賃貸借物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、甲の指定した方法による履行の追完、賃貸借料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(報告及び調査)

第20条 甲は、賃貸借期間中において必要と認める場合は、乙に対し、この契約に関することについて報告を求め、又はその職員をして調査させることができる。賃貸借期間が終了した後も、同様とする。

2 乙は、甲が前項の規定による調査を行う場合は、帳簿等の提示その他甲の求めに応じるものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

県
知事

乙：

『建設型応急住宅「ムービングハウス」の建設に関する取組資料集』

発行日：令和3年5月1日

発行元：一般社団法人日本ムービングハウス協会

〒004-0813 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2-15

TEL：011-885-6000

FAX：011-886-3917

URL <https://movinghouse.or.jp/>

